

令和5年度 第2回栄村自然環境保護審議会 議事録

日 時 令和5年6月22日(木)  
午後13時30分～  
場 所 栄村役場2階議場兼大会議室

「出席者一覧」(別紙)

## 1 開 会

事務局(広瀬事務局長)

それでは、皆さん、こんにちは。

本日は天候の悪い中、第2回栄村自然環境保護審議会へ出席いただきまして、大変ありがとうございます。

開会に先立ちまして、第1回目の審議会で、委員さんの自己紹介がされていないということでしたので、本日1ページ、お手元資料のところへ配ってございますけれども、委員名簿を参考に、会長のほうから時計回りをお願いできればと思います。

リモート参加の先生方には、会場のほうを全部紹介しましたらお願いいたします。

では、会長お願いします。

松尾会長

松尾でございます。議会推薦ということで委員になっております。前回いろいろしゃべっていますので、このぐらいにしておきます。よろしく申し上げます。

市川委員

副会長を仰せつかっております。月岡から住民代表ということで市川です。よろしく申し上げます。

保坂委員

松尾さんと一緒に議会推薦ということで選出されております保坂良徳と言います。よろしく申し上げます。

相澤委員

秋山から来ております。一般で入っております相澤博文でございます。よろしく申し上げます。

山田委員

秋山地区の屋敷から出ております。山田克也と言いますが、よろしく申し上げます。

関澤委員

笹原の関澤義人と言います。よろしく申し上げます。

須賀委員（オンライン）

長野県環境保全研究所の須賀と申します。よろしくお願いいたします。

井田委員（オンライン）

信州大学の井田と申します。よろしくお願いいたします。すみません、今日は3時に、次の会議と重なってしまいまして、中座させていただきますが、それまでは参加させていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局（広瀬事務局長）

それでは、事務局のほうを。

下教育長

栄村教育長の下育郎と申します。よろしくお願いいたします。

事務局（広瀬事務局長）

教育委員会事務局長の広瀬と言います。よろしくお願いいたします。

事務局（越智）

教育委員会事務局生涯学習係で、自然保護審議会の主の担当となります。どうぞよろしくお願いいたします。越智です。

事務局（斎藤）

役場の商工観光課の参事兼企業係長の斎藤です。よろしくお願いいたします。

事務局（南雲）

総務課企画財政係の南雲一輝です。よろしくお願いいたします。

事務局（広瀬事務局長）

皆さん、御協力ありがとうございました。

それでは、本日次第が2枚ございますけれども、まず薄いほうの次第に沿って、審議会のほうを進めさせていただきたいと思います。

まず、挨拶。会長よろしくお願いいたします。

## 2 会長挨拶

松尾会長

御苦労さまでございます。本日は、最初に第2回栄村自然環境保護審議会を15分ぐらいいやらさせていただきます。旧条例に基づく審議会は、実は名前がちょっと違って、「栄村自然保護審議会」となっております。

### 3 報告事項

#### 第 1 回栄村自然環境保護審議会の答申全文と告示について

松尾会長

まず、前回の審議会で特定保護動植物等に指定についての諮問に対する答申を決めました。その正式の答申の全文をお手元に配付しています。本文だけ読みますと、

「環境省及び長野県レッドリスト記載種すべて」と「特に栄村において指定することが必要な種」として「ミヤマカラスアゲハ、ミドリシジミ類、ユキグニコルリクワガタ」を条例第 7 条第 1 項第 4 号の「特定保護動植物等」に指定したい、とする諮問について、審議会として異議はありません。なお、指定後の運用体制等について、特に、専門家委員から大事な指摘がありました。その点については議事録によってご確認いただき、ご留意下さるよう申し添えます」、これが答申でございます。

それに基づいて、次、栄村の告知第 20 号の特定保護動植物等の指定についての告示が、5 月 17 日付で出ております。以上報告でございます。

### 4 協議事項

#### 第 1 回栄村自然環境保護審議会の議事録の取り扱い及び公開について

松尾会長

続きまして、協議事項として、第 1 回栄村自然環境保護審議会の議事録の取り扱い及び公開ということでございます。

議事録は会議から 1 週間後ぐらいに委員の皆様には原稿が送られまして、字句等々の修正をしていただいた上で、事務局のほうで完成していただきました。前回の分については、旧条例に基づくものと新条例に基づくものが一緒になっていますが、この中の新条例に関する部分、つまり特定保護動植物の指定に係る部分について、今後どのように扱っていくかということについて協議をしたいと思います。

私からの提案でございますが、これについては全て公開するというところで進めたいと思うのですが、御意見をお願いしたいと思います。何か御意見はございますか。

< 発言なし >

それでは、御意見がないようですので、この議事録のうち、新条例に関する部分については公開するというところで決定をさせていただきます。公開はホームページ上で公開することになります。

なお、この種の指定をめぐって、少し報告をしておきたいと思いますが、5 月 11 日に審議会がありまして、その翌週末に発行されました妻有新聞で、こういうことが決まったという報道がされました。その段階で、ネット上でそのことが紹介されて、妻有新聞社そのものが毎週新しい号を出すとそれを Facebook で告知されますが、それをシェアする形で、

昆虫研究をなさっている方がこういうことですよということで要約されまして、こういう指定は困るという趣旨の投稿が、その人の投稿に対するコメントという形で相次ぎました。

妻有新聞の記事の中で、私が審議会の会長であるということも紹介されていまして、私の名前で検索が行われたのかもしれませんが、私が5月20日に野々海に行った際のことをFacebookで投稿しましたところ、その私の投稿に様々なコメントがつかまりました。関心のある方は後からコピーして読んでいただければいいのですが、最初に来ましたのは、「村の条例とは迷惑ですね。誰がユキグニを採集禁止にしようと言い出したのか？ 絶滅の恐れのない、種まで採集禁止なんてやりたい放題ですね。開発行為や山菜の採取も一切させない特保（特別保護）ならば仕方ないですが、この採集法を見つけたものとしては呆れてしまいました」、それからもう一件、これは長いので端折って紹介させていただきますが、「在野の人間ではありますが、甲虫の研究をしているものです。(中略) ルリクワガタ類について2種について、献名されています。投稿にあるユキグニコルリクワガタについては秋田県南部から長野県北部にかけての日本海側のブナ林には広く分布し、個体数も非常に多い種です。あの周辺、見渡す限りのブナ林ですし、そのどこにでも普通にいますから、ブナ林の大規模伐採が行われぬ限り、特段の保全が必要なものであるとは、とても考えられません」と、この方は信州大学の出身でありまして、この地域にかなりなじみのある方ようです。

「北信の豊かなブナ林を愛する人間としては、地域の自然に目を向け、その保全に尽力されることには心から敬意を表します。できれば、昆虫についても、十分な知識をお持ちの方（肩書きではなく）に委員に入ってください、十分な調査の上（そもそも栄村についてまとめた調査報告は未見です。すなわち、村内にどういった生物が生息しているのかも十分に判明していないものと思われます）、科学的な観点から、真に保全すべき種の選定とそれに関する策を採っていただきたいものです。是非とも、よろしくお願い致します」というコメントがございました。

もう一つのコメントの中には非常に気分を害するものもあったのですが、この2人のコメントに対して、私のほうからコメントをお返ししました。その中で、二つのコメントは秋田さんという方ですが、この方がおっしゃっている「調査していないのではないか」ということについては、希少動植物調査の実施の事実について紹介させていただきました。それから、委員についても、そういう観点で専門家に入っているということもお伝えしました。

それから、ユキグニコルリクワガタをめぐるのは、審議会で出た意見を御紹介した上で、『特定保護動植物』の指定は『絶滅が危惧される』場合だけに限ったものではありません。豊かな生態系を保全していくために、動植物保全地区の指定や里山環境保護地区の指定と複合させて、『見渡すかぎりブナ林』というような環境をいかに保全していくかという総合的な施策の視点から行うものです」ということを御紹介させていただきました。

また、審議会でも問題になった、サーチライトで山を照らし出して、オオクワガタを採取する事態が相次いでいることも御紹介させていただきました。

この秋田さんとの間では、その後さらに返信が来まして、やはり地元の地域の人たちがどういう思いでいるのかについて、自分たちももっと思いを深めなければならないという御

返答をいただきまして、この方とは、Facebook上の友達にさせていただいていろいろと意見を交わすこともあるという次第です。

ですから、直後のすごいコメントラッシュみたいなのは今はなくて、今後こういう方々の御意見にも耳を傾けながら、もっと自然環境のことについて議論を深めていかなければならないと思っていますところです。

教育委員会事務局のほうでも、いろいろ電話等あったとお聞きしていますが、越智さん、いかがでしょうか。

事務局（越智）

告示をしてから2〜3日後に2〜3件あって、今資料がないのですが、今まで5〜6件の電話がありました。どこから聞いたのかと聞いたら、やはり妻有新聞に載っていたのを見て最初に電話してきたりとか、いろいろお話をしてお聞きいただき、その方は長野県の方だったのですが、仲間にもこういうことになったと紹介しておくよということでした。一応研究や調査の関係で動植物の捕獲をしたい場合は、一度教育委員会に御連絡をくださいということで今のところ伝えてあります。

昨今ちょっと問題になっていた、名前を挙げるのはあれですが、チョウ屋の方も電話をいただき、悲しいけれどもしょうがないねという話はいただきました。

以上でございます。

松尾会長

チョウ屋さんはどういう反応ですか。

事務局（広瀬事務局長）

秋山自体どうですか、今年度は。

相澤委員

今年は見なかったね。

事務局（広瀬事務局長）

そうですか。

松尾委員長

私が今回驚きましたのは、チョウのことでは、チョウ屋さんというのが非常に問題があるということで、審議会、議会の場でもいろいろ話題になっていたんですが、先ほど紹介したコメントをくださった方は、自分たちのことを「虫屋」とおっしゃるんですね。昆虫、特に甲虫類を扱っている方々は、自分たちのことを「虫屋」とおっしゃる。

私はその分野の研究者の世界のことはよく存じ上げないのですが、在野の研究者がかなり多い。私なんか全然存じ上げないような多様な種があつて、そういうのを同定する、これは何々というものだというのは非常に微妙な世界で、例えば先ほどもありましたユキグニコルリクワガタのような、非常に小さいものですがけれども、ああいうのも、例えば

100匹ぐらい採取して、それを解剖等したりいろいろ分類をしていくと、メスの個体の卵巣部分だけを取り出して、その中の様子が一緒か異なるかということで同定作業が行われているというようなことだそうです。今後そういうこともいろいろ勉強していきながら、どういう対応をしたらいいか。

これは須賀先生、何かコメントをいただけますか。

#### 須賀委員

こういう虫屋の方々には実際に採集をし、お話もありましたように調査をして研究も発表もされているということですので、ある意味で自分たちが一番よく知っているんだという自負をお持ちだというのはよく理解できます。

その結果として、採集禁止という部分だけが特に反発を受けやすい部分として話題になったのかなと思いますけれども、今回この条例の制定に至った背景等を伺っておりますと、そもそもこの栄村の地域の生態系にどんな動植物がいて、それをどういう形で守り、また地域資源として活用しながら地域の発展につなげていくかという趣旨の中での条例の制定でもあると思うんですね。

そうすると、従来ですとそういった虫屋の方々から採集をして得た知見というのが、必ずしも村内に十分な形では還元される体制にはなっていなかったわけですが、今回条例に従って採集・調査をする場合には許可が必要になりますので、その結果についての報告をしていただく。そして村の共有の知識としていく、そういうプロセスを今後しっかり整えていくことで、専門家、いわゆる虫屋と言われる専門家の方々と地域の自然環境保全との連携体制、相互の信頼関係というのをつくっていく場づくりにもつなげられるのではないかと。

そういう意味では、今後運用の中で採集を許可する場合に報告についてもぜひセットでお願いしますという形をしっかりと整えていくことが大事なのではないかと考えております。

以上です。

#### 松尾会長

どうもありがとうございます。

今の須賀先生のお話が非常に参考になると思いますが、これは事務局のほうでも検討していただきたいのですが、審議会というのは、普通村長からの諮問があって初めて審議会を開くことになっているのですが、今のようなテーマがございますので、第1回の審議会で決定した特定保護動植物種の指定を、今後どういうふうに運用していくかということについて、やっぱり議論する場はほかにはありませんので、できれば審議会でそういう議論をしていく。その場合には関心がある村民の方、場合によっては栄村でこれまで様々な採集、研究をやってきたという人、そういう方にも傍聴していただいて、あるいは議論に参加していただいて議論する場をつくるということについて、ぜひ積極的に検討していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

## 5 閉会

松尾委員長

それでは、以上で自然環境保護審議会のほうは閉じたいと思います。

令和5年度 第2回栄村自然保護審議会 議事録

日 時 令和5年6月22日(木)  
午後13時50分～  
場 所 栄村役場2階議場兼大会議室

「出席者一覧」(別紙)

## 1 開 会

松尾会長

続いて、令和5年度第2回栄村自然保護審議会、旧条例に基づく審議会を始めます。

## 2 協議事項

### 第1回栄村自然保護審議会の議事録の取り扱い及び公開について

松尾会長

最初の協議事項が、第1回栄村自然保護審議会の議事録の取り扱い及び公開についてということでございますが、これについては、最終的には公開でございますけれども、答申が決まるのを待って議事録も公開するという形にしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

< 異議なし >

御異議なしと判断します。

続けて、この議事録の中で入っています斎藤さんの御説明で訂正がおりかと思っておりますので、お願いできますか。

事務局(斎藤)

議事録の発言内容に誤りがありましたので、5点ほど修正をさせていただきたいと思っております。

議事録の16ページの中段辺り、私の発言の3行目、ここで、SGET 栄村地熱発電合同会社の説明で、「実態はペーパーカンパニーだ」というような発言をいたしました。このペーパーカンパニーというのは、一般的に事業活動の実態がない会社を指して、特にその法人格が悪用されているというニュアンスで使われることが多いということでありますので、この発言は不適切なので、この部分は、お詫びして取消しをさせていただきます。

2番目ですが、同じ16ページの下から8行目、「東京都がここに何百億円か出資をしております」と申し上げましたが、東京都政策局のホームページで確認したところ、このファンドについて都の出資は5億円ということでしたので、訂正をさせていただきます。

3点目ですが、同じ16ページの下から5～6行目になりますが、SGET 栄村地熱発電合同会社の説明の中で、スパークス・アセットマネジメントの方がスパークス・エナジー一般社団法人の代表になっていると申し上げましたが、ここで、そのスパークス・アセットマネジメントには関係がないということでありましたので、訂正といたしますか、削除でお願いしたいと思います。削除は、「これは東京都のホームページにも載っております」というところで切りまして、その下の部分の文章を削除させていただきたいと思っております。



4点目です。こちらは18ページの最後の私の発言で、下から4行目「発電に使えるような熱水が出てくる」というふうに申し上げましたが、この熱水は「蒸気または熱水」ということで訂正をさせていただきたいと思います。

最後5点目ですが、19ページの下から2行目、還元井の説明のところで「下から出てきた蒸気を地中に戻す」と説明させていただきましたが、正しくは「出てきた蒸気を冷やして熱水として地中に戻す」ということで、修正をさせていただきたいと思います。

以上、5点についてよろしく願いいたします。

松尾会長

東京都の出資額が何かはつきりしないですね。ただ、これに限れば5億に近いという感じがします。

では、議事録の扱いはそういうことで、今の斎藤さんの訂正は第2回の議事録で記録されて確認されるということになります。

協議事項は以上です。

### 3 審議事項

#### 【継続審議事項】栄村自然環境保護条例（平成2年条例第13号）第12条に基づく「開発行為届」に関する諮問について

松尾会長

では、審議事項です。審議事項は前回の議論の引き続きですが、ここからの審議の進め方ですが、最初に第1回の審議で提出された論点を整理、確認したいと思います。

いろいろな御意見がございましたが、整理しますと、一つは音の問題がありました。掘削、ボーリングするときの音ですね。それが自然界の生物に何らかの影響を与えるのではないかという問題。いわゆる猛禽類ですね。それから、騒音の暮らしへの影響。これは当日配られましたスパークスの説明会の資料の中に若干言及がございました。

二つ目は、熱水等の処理ですが、2~3℃でも川の水温より高いものが入れば、川の生態系に影響が出るので、その辺の問題はどうなっているのかということが出されました。

三つ目、掘削時に出てくる汚泥の処理です。これは産業廃棄物として処理すると、開発届には出ています。これの搬出をどうやるのかということも論点になりました。

四つ目、植生に与える影響。事業を行うところに希少植物があるかどうかということも論点として出ました。

五つ目、景観に与える影響については、さらに二つございまして、あの地点が眺望できる場所から見たときの景観はどうか。もう一つは、秋山が生活文化の遺産としても注目されているという中で、この地熱発電事業がどういう影響を与えるかということが出されました。

六つ目に温泉関係者の反応はどうかという論点で、これについては事務局のほうから、期限のほうで温泉関係者の反対意見があるということが出されました。

七つ目、開発届の届出者としてのSGET 栄村地熱発電合同会社というのはどういうものなのかということについて質問が出されて、先ほど斎藤さんから訂正があった点も絡みますが、事務局からその辺の説明がございました。

八つ目の論点として、地元との協議はどうかという点。この地元との協議という点では、屋敷地区ですね、直接事業が行われるのは、その方々に対する説明、あるいは協議というものはされていることが紹介されていたと思います。

九つ目に、総論的な観点ですが、開発行為届の中にはデメリットについての記述がないという御意見がございました。

この九つのうち、5月30日に現地の視察に参りましたが、そのときに5番目の景観に与える影響の中の眺望点からの景観については、実際に参加した者は見たということです。今日の資料の5に写真がございます。簡単に説明しますと、資料5の1枚目は、秋山林道の布岩と鳥甲山登山道の屋敷登山口の間のところから工事地点を見たものです。これは5月30日に撮ったというのですが、この頃になると木の葉が繁っていますので非常に見づらくはありますが、5月の初めぐらいだとかなり見通しよく見えます。

めくっていただいて裏側にありますのは、この地点に入ってくる、秋山小学校に入っていく地点から405号との合流点の中間ぐらいでこういう景色が見えます。布岩がある程度見えるということで、ここは小学校でよく写真を撮ります。

3枚目は、5月30日に一番最後に皆さんと一緒に見に行った小赤沢と屋敷に近いところから見たところです。

4枚目～6枚目はドローンから撮ったものですが、事務局から補足を。

事務局（越智）

正確ではないのですが、開発届に書かれていたスパークスさんが使われる土地を線で引いたものになります。この内側が契約された土地ということです。

松尾会長

その関係の絵があまりないかなと思うのですが、私たちが現地を見た非常に背の高い木、3枚目のこの辺りですね。それより櫓のてっぺんがどのくらい高いのか、ドローンを飛ばしながらおっしゃっていたのですが、15メートルぐらいの高さということは分かりました。

井田先生、この眺望点からの景観、資料を御覧になって少しお分かりいただけますか。

井田委員

はい、大体これで分かります。ありがとうございます。

松尾会長

あと、論点が出されたものについてこれからどういうふうに審議を進めるか私からお諮りしたいと思います。諮問はこういうことでした。条例第12条に基づく開発行為の届出について、付近の動植物、地質、地下資源等の自然環境、住民の生活環境に与える影響等について意見を伺うということでございました。

この審議会は条例に基づく審議会ですので、条例の規定をもう一回見ますと、第1条で、この条例は、「栄村の自然の破壊を防止し、かつ、自然を回復することによって自然環境の保全に努め、現在及び将来の村民の快適な生活環境の確保に寄与することを目的とする」

と規定してございます。第 1 回の審議会に事務局から、生活環境の中に景観も入っているということをご認識しておりますとの説明がございました。

それから、条例の第 9 条と第 10 条、これは事業者の責務を定めるものですが、「事業者は、開発行為及び事業活動を行うに当たっては、自然の保護と回復のために必要な措置をとるとともに、村の自然保護施策に協力しなければならない」、10 条で、「事業者は、開発行為及び事業活動を行うに当たって、生活環境に影響を受けるおそれのある村民に対し、あらかじめ開発計画及びその事業活動の内容を示して協議しなければならない」というふうに規定されております。

私どもの審議は条例第 1 条の目的を踏まえた上で、今回の開発行為届をこの条例第 9 条、第 10 条を踏まえて考えるということだと思います。以上を踏まえて、2 枚目に書いておりますが、今回の調査点の掘削に伴う自然環境及び生活環境への影響について議論を深めたい。二つ目に、今回の開発行為届は、調査井 1 本の掘削ということですが、そこから地熱発電所の建設まで一続きの計画としてございますので、その計画全体として条例の第 1 条、第 9 条、10 条の関係で、信頼できるものなのかどうなのかということをご議論する必要がありますかと思っております。

その二つの点を今回審議をしまして、今日かなり議論が進めば、それを踏まえて私のほうで答申の原案を作成して、次回第 3 回では、それについて議論していただくというような段取りを進めていければと思っております。前回の諮問のときに、一応 90 日以内という御希望が村長からございましたので、これぐらいのスピードでやらなければならないかと思っております。

ここまでで、何か御意見がございましたら。

市川副会長

今の点についてはこれでいいかと思うのですが、実は届出については、条例の 12 条に基づいて出されています。その届出すべき内容というのは規則のほうで決まっていて、規則第 5 条の項目については（今回の）届出の中に入っています。

今、会長からお話があった 1 条、9 条、10 条についてはもっともな話ですが、そこに関する事項については、届出書につけなさいとはなっていないのです。

松尾会長

何に関してですか。

市川副会長

自然保護とか、生活環境へ影響を及ぼすかとか、実は前回も言ったのですが、条例のほうで基準を作りましようとなっているのに、その基準がないという話があったと思うのですが、今回の審議会の中でその基準も含めて検討してくださいという話だったと思うんです。

その基準があれば、その基準を守るための書類は当然つけなければいけないと思うのですが、基準がはっきりしないと、ポンチ絵とか、9 条に関しては何か漠然とした言葉で書いてあるだけです。

私は、長野県に在職していて、今は薬機法と言いますが、昔は薬事法の書類審査などもしていたのですが、出すべき書類というのは、かなり細かく規定されていて、それに基づいて書類がそろっているかがまず第一のハードルになります。

あとは、その届出の内容が正確であるとか、間違っていないということを審査して、不明な点は相手に問い合わせたりしなければいけないのですが、この旧条例では、その辺が、環境保護に関する具体的な内容を出しなさいということが書かれていないです。その点を踏まえて今日は議論をしていていただいたほうがいいかなと思います。

この条例は既に古い条例、規則ですが、この古い条例が有効のときに出されたということですので、古い条例の記載事項を踏まえて議論をしていかないとまずいかなと思います。その辺を前提に議論を進めていった方がよいと思います。

それから、具体的に言えば、旧条例の12条で開発及び事業の届出ということがあって、「村長に届出を要するものについては、別に規則で定める」ということになっています。その施行規則には、第5条に、様式1により届け出なければいけないということと、その届出書には、(5条の)(1)から(8)までの書類をつけなさいということになっていますが、(1)から(8)までについては、今言われたような自然保護に関する文章を、どういう考えかも含めて記載がないんですね。

だから、そこら辺を踏まえて、今出されていることを論点整理してみんなで審議しなければいけないのですが、提出された届出書については、そういう前提で出されている、ということ踏まえて議論を進めていただければと思います。以上です。

松尾会長

おっしゃることはよく分かりましたが、具体的にはどうしたらいいのでしょうか。

市川副会長

今論点整理でよく分からないこと、相手がどういうふう考えているか分からないところがあると思います。今、配られた中に私のメモが入っているのですが、評価できる点はもちろんありまして、地熱発電は再生可能エネルギーだとか、自然保護に関する記載も、漠然とですが幾つかあります。また、温泉とか中津川の水質に係るモニタリングというのはかなり詳細なモニタリングがついています。あと熱水利用事業を検討しているという記載もあって、そういう点は評価していいかなと思うのですが、懸念される事項が下にあります。例えば、環境保全に係る責任の所在が、現場における責任の所在という意味ですけれども、よく分からない。

それから、先ほど出ていましたが景観とか騒音とか、排出物、液体、ガス、悪臭、その辺が環境にどう影響を与えるかについての記載が全くありません。それから、事故など想定されることもあると思いますし、想定外に環境に影響を及ぼす話もあるのですが、そのときにどういう措置をするか。例えば事業をやめる、中止する、そういうような点も、届出書の内容ではよく分からない。

それから利用計画書にある雇用促進だとか、地域の活性化に貢献、これについては例えばビニールハウスということが出ていまして、それは秋山地域で実行可能な計画なのかもよく分からない。

それから、事業の終了が15年後という計画ですが、それ以降について、15年でもうやめてしまって全部撤去して更地に戻してお返ししますということになるのか、それともそれ以降も継続して事業を行う意思があるのか、そこら辺も分かりません。それは相手にも分からないかもしれませんが。

それから、地元との協議、相互理解は十分か、これは私の印象ですが、そこら辺についても届出書の内容を見た限りではよく分からなかったということで、全体的に、届出書の内容にはリスク管理に関するような内容については、あまり書かれていないのではないかという印象を受けました。

ただし、先ほど言いましたように、規則にある届出書の内容には、こういうことを出せと書いていないのですね。そこら辺がちょっとミスマッチになっているので、今日論点整理をしていただいて、相手に意思があって、届出書は、先ほどもちょっと言った条例と規則に基づいて出したということでしょうけれども、届出書の内容を越える内容については、相手の意思というか、意見というか、考え方というか、そこら辺を確認しないと議論が深まらないかというのが私の考えです。

松尾会長

今のことについて何か御意見はありますか。

私から一つ、事務局のほうにお尋ねします。直接には斎藤参事にですが、この開発行為届、今年の3月7日の日付の受理ですが、これを受理されたプロセスについて少し御説明いただけますか。

事務局(斎藤)

実際届出のものが出る前に、何回か打合せが行われております。こういったものをつけて出してくださいという形で、スパークスさんのほうから資料を提示していただいて、これとこれとという形で出させていただきました。

松尾会長

開発行為届出書というのはこの1枚ですね。下のほうが印刷物から抜けていましたが、添付資料2~8、これは一番最初にSGETさんが開発行為届を持ってお示しになったときはついていなかったでしょう。

事務局(斎藤)

地上権設定のものに関しては相談段階ではついていなかったです。

松尾会長

2、4、5、6、7はあったのですか。

事務局(斎藤)

2、4はありました。5もありました。6は、機械の図面といったものはなかったと思います。あと7、8はありました。

松尾会長

それと、今日行われている資料 2-3 に当たる地上権設定のものと、6 の中の機械についての細かい説明を除けば、SGET さん御自身が開発行為届以外に必要なだろうということで提示されたという理解でよろしいですか。

事務局(斎藤)

そうです。

松尾会長

村のほうで、地上権設定の契約書をお求めになったというのはどういう理由でしょうか。

事務局(斎藤)

地権者と後々問題になるようなことがあっては困るという観点から、契約がが本当になされているのかということで、求めました。

松尾会長

もう少しお尋ねしますが、4番の利用計画書、5の掘削計画、6番、それから事前調査の結果の7等について、役場のほうで中身を全部チェックして記載としては十分だという判断でお受け取りになったという理解でよろしいですか。

事務局(斎藤)

そうです。補足として、必要になるものがあれば、またその時点で取り寄せることも可能かということで、この時点ではこれで大丈夫だということで判断をしました。

松尾会長

それは届出に当たって必要な添付書類が一応そろっているということで、正式に受理されたということですね。受理された上で、役場のほうでこの内容を子細に検討されたということはあるのでしょうか。

事務局(斎藤)

ひととおりは全てチェックしました。あまり深く、ここがこうだからこれについてどうなんだということも、そこまでは審査していません。

松尾会長

そうすると、事業者も、村の規則で決まっている書式にのっとった、この行為届1枚では届出にならないという認識をお持ちで、この1枚目に書いてあることよりも具体的にもっと踏み込んだという開発行為なのかということについて、2、4、5、6、7の資料を提示する必要があるという認識でおられると理解していいですね。

事務局(斎藤)

施行規則第5条届出書というところで、幾つか項目がありますので、こういったものに沿って提出されたということです。

松尾会長

市川さん、どうでしょうか。条例の規則が非常に抽象的というか、あまりきちんとした規定をしていないと。しかし今、こういう開発行為をすれば、国で決まっている法律とか、各地で実際の運用を見て、このファイルになっているようなものが当然必要で、それについて申請を受けた村の方でチェックはされるのだという認識で開発事業者はおられるというふうに解して、私たちは審議するというのでしょうか。

市川副委員長

それでいいのですけれども、その添付されている文書というのは、この規則の中で届出なさいと向こうが考えて出したわけじゃなくて、この規則の中にある項目について出されているということです。様式第1号の様式の後についている添付文書がありますよね。それは、この届出書というのは一番基本になるものです。(規則第5条第2項には)届出書には、次の各号に掲げている図書類を添付しなければならないとなっている。(実際に)添付されているのは、この規則に基づいた添付書類という解釈です。

実は、最初から言っているように、条例の中では、開発の規制基準を設けなさいということになっているにもかかわらず、それが今までなかったんですね。だから、この基準があれば、その基準に基づく資料を当然つけるべきだと思うんです。だけど、それが無い以上、事業者としてはここに書かれていることを出せば、それが全てだろうと。

あとは、先ほど斎藤さんも言っていましたけれども、何か問合せがあれば回答すればいいという、それはやり取りをしながらやっていけばいいのではないかと考えたのだと思うんです。

私も事業者の立場であれば、ここにはないものを、何て言うんでしょう、先日来、参考ということで、参考資料が配られていますね。環境省の自然環境局で出しているガイドラインや指針、そういうのが出されて、当然彼らもこういうことは承知していて、それについてどうすればいいかということはわかっていると思うのですけれども、村のほうの届出には、それを出せということは全くうたっていないので、それは必要ないと。求められたら出せばいいというふうにとられたんじゃないかと思うんですけれども。先ほども言いましたけれども、例えば薬事法などでは、添付文書が細かく決まっています。すごく細かく具体的に決まっています。様式まで決まっているものもあります。

だから、本来の法律や条例というのは、ここら辺をきちんと整理されたものでないとまずいだろうと思うんですけれども、条例を読む限りはそこら辺が曖昧なので、今回曖昧な点を事業者としても出すか出さないか分からないと考える可能性があるもので、そういうものを問い合わせ確認をする必要があると思います。それをしなくてこちらのほうで、必要な書類がないから、そのことに関して何もコメントしていないじゃないかというのは、ちょっとまずいかなというか、ちょっと先走り過ぎるのかなと思っていますので、疑問が

出た点については相手に1回投げかけて、その上で判断したほうがいいんじゃないでしょうかというのが、私の考えです。

松尾会長

何か御意見があれば。

山田委員

受理の関係で、旧法に基づく届出なので、ここのある5条のものがそろっていれば、この審議会としては受け取れると思うんですけども。

市川副会長

村長として、届出の受理はできるんです。ただし今ここで審議している内容は自然環境保護という観点で審議をしなければいけないにもかかわらず、そういう書類が出ていないです。出せと言われていないので。

松尾会長

いや、ちょっと違います。そこは整理してほしいんです。新しく書類が必要です、追加資料が必要ですというところを言っている議論はないと思うんですね。

市川副会長

議論というか、今ここで議論をしたい内容について、先ほど私が言ったような項目については、モニタリングや何かは出ていますが、それ以外のことについて、例えば、事故が起きたときにどういう対応を取るのかとか、そういうことについては、出ていないですね。出ていない以上、それについてこちらで出ていないから駄目だということはできないんじゃないでしょうか。

松尾会長

それは違うと思うんですよ。利用計画書とか、掘削計画書というのをお出しになっているわけですね、資料の4とか5で。5は掘削計画というのをちゃんとお出しになっている。掘削計画であれば、例えば、添付資料4の利用計画書の中で、工事中及び工事完了後の排水計画、掘削工事時はこうですよと、写真も含めて整理されています。工事完了後はこうですよとなっているわけで、私は現時点で事業者としては、掘削工事はこういうふうになっていくんだということの書類は全部出されていると思っています。

それで不明な点というのは、果たしてこちらの求め方が悪いのか、あるいは記述が不十分なのか。もし記述が不十分という場合は、審議会というのは許可権者じゃないですから、事業者の側へ、審議会からこれを出してくださいとか何とかということを行う役割はないと思います。もし事業者からの提出書類が不十分だとすれば、それは不十分なものを受け取った役場に問題があるので、これだけの資料では十分な御意見は申し上げられませんというふうに、役場に対して言わなければいけない。私はそういう整理じゃないかと思うんですが。



市川副会長

そうですね、おっしゃるとおりです。ただ、そうすると、審議会一回御破算にして、もう一回やり直さないといけないということですね。

松尾会長

いや、御破算にする必要はないでしょう。この問題に関しては旧条例が生きているということで、村はこの添付資料も含めたファイルに入っているものを受理されて、これを旧条例に照らして意見を言ってくれと審議会に言ってくられたのですから、審議会として、じゃあこれを読ませていただいて、どういうふうに見るかという意見を申し上げればいいわけで。

市川副会長

そうなんですけれども、私が考えるのは、条例自体がちょっと不完全なものだという前提がありますので、役場としても、条例に基づいて受理した点については、間違いというわけではない。ただ、一部の記載はありますけれども、ほかの点についてはないから、例えばガイドラインに載っているような内容のことが書かれていないじゃないかというふうに言われても、事業者としてはそれはないでしょうという話になると思うんですね。

だから、どうするかと。1回目に戻して事務局のほうでもう一度そこら辺をやり直してからやるとか、今、私が考えるには、判断を下すには非常に中途半端な状態のような気がするので、判断を下すのであれば、その点については疑問が残るということで、答申を返すという方法もあるかもしれませんが、時間もないということでありますので、審議会として問合せをするのか、役場として問合せをするのかは置いておいて、そこら辺は、この届出内容自体は私はちょっと十分ではない、内容的に十分ではない、特に自然保護の観点からは、なかなか判断しづらい部分があるんじゃないかなというふうに思っています。

要は、条例自体にも問題というか、課題がある以上、1~2回はやり取りしなければ正確な判断ができないのではないかとということです。

松尾会長

何も今日、最初から結論を出そうと言っているわけではなくて。

市川副会長

結論を出すということじゃないんですよ。判断する材料に不足していると私は思います。

松尾会長

だから、市川さんがおっしゃっていることはよく分かります。しかしもう一方で、こういう地熱発電も含めて、再生可能エネルギーの開発事業についてどういうことが問題になっているかということを事業者が御存じないはずがないわけで、そういうことを十分踏まえて事業計画書とか、掘削計画をお出しになっていると私は思います。

これを見た限りで、こうこうこういう疑問点があるということであれば、そういう疑問点として出して、それは事業者の問題があるのか、あるいは村がそういう点について事業者と十分協議をしていないということに問題があるのか、そこは村で考えていただかないといけないでしょうけれども、私どもは、出された届出書を見る限り、こういう点が疑問点としてありますということを確認していけばいいんじゃないかなと思います。

ほかの方はどうですか。

#### 保坂委員

今お二人の議論を聞いていて、私が思うには、やはり私たちの自然環境保護審議会という審議会に開発行為が出てきたわけです。この開発行為は、栄村における自然に対してどのような影響を与えるかということを確認するというのが、この審議会の主たる目的です。ですので、開発行為がどうでこうでとかそういうことではなくて、この開発行為をすることによって栄村の自然がどうなるのか。自然含めて地域住民の生活、環境等々がどう変化をするのか。そういうことを読み解くというか、判断をする。

その中において、もしこの開発行為が何らかの影響によって事故、あるいは事業者が破綻したときに、あの土地をどうするのかとか、それを全て環境に及ぼす影響とか、そういうことも含めて、やはりこの栄村の自然環境がどう変わっていくかを読み解く中で、自分たちが判断をしていくということに尽きるのだらうと思います。

開発行為に関しては、やはりこれは今回は地熱開発ということですので、かなり地中深くを掘削するような開発行為ですので、私たちにはそれこそ知見がないということですので、いろいろなことを読み解きながら想像で判断をしていくことしかないのだらうと思うので、それはそれで、別にそういう専門知識のある方たちが開発の行為そのものに関しては検討していくことになるのかなと私は思うのですけれども。

ですので、事業者が出してくるものに関しても、開発行為の内容、工事内容だとかというものよりも、自然保護に対してどのように向き合っているのかということを読み解くというのが、私はこの審議会において課せられていることなのかなと思っています。提出書類から、この開発事業者は自然に対してどう考えていて、どういう対応が取られるのかということを読み解くというのが仕事なのかなと。

もし、今、会長がおっしゃいましたようにそういうことが読み取れないのであれば、読み取れないということで村長に答申をしていくということしかしようがないと思います。この審議会は、この開発行為は駄目ですよということも言えないので、そういうことなのだらうと思っています。

#### 松尾会長

関澤さん、いかがですか。

#### 関澤委員

それこそこの会で、こういったことが懸念されます、それについてはどうなんですか、ぐらいいいことしか本当に言いようがないのかなと思うのですが、この間の景観的なことは、実際には行かなかったのですが、どうだったのか。行かれた方の御意見とか、景観の部分。

地熱の部分はきっとそれほど、私、後で考えてみたら、3尺流れればどう、というぐらい、水温の環境はそれほど影響がないかと思ったりしたのですが、会長が整理された論点から考えてどうなのかなと、純粹に考えられればいいのかと思います。

松尾会長

山田さん、どうですか。

山田委員

先ほど申し上げたように、旧法の届出書類は一応満たしているのですが、副会長さんのほうで書かれている懸念はありますが、もし答申するのだったら、こういうものを添えた形になればいいかなと考えます。

松尾会長

井田先生、3時まででしたね。すみません。御意見はいかがですか。

井田委員

途中抜けたのであれなのですが、今何を審議すればいいのかちょっと見えていないのですが。

松尾会長

今抜けておられたのですか。

井田委員

すみません、電話がありまして。失礼しました。

松尾会長

では結構です。

須賀先生、いかがですか。

須賀委員

少し背景的な部分、私自身の推測も含めてですが、国内的にまだ地熱発電は導入事例があまり多くないので、制度的にどういう形を整えれば自然環境への配慮が十分なのかという、その部分もまだ国内制度的に整っていない部分があるのではないかと個人的に思っておりまして、そういうことも背景にあって、これまで出ている資料だけでは自然環境への影響が十分評価できないなという印象につながっているかという印象を受けております。

例えば、環境アセスメントなどの対象になっていけば、どのような希少種が周辺にいるのか、それに対して対策が十分なのかという判断が提出資料そのものから議論できるわけですが、そういう形に現状ではなっていないということなのかと思いますので、これまでの御議論、趣旨はととてもよく分かりますが、そういう限界がある中での議論になっているということだろうと思います。

個人的に、比較的頭の中にあることで言うと、前日も申し上げましたが、猛禽類の生息が考えられるのであれば、工事の事業の在り方についての配慮はどうなのだろうという点は依然として気になっているところです。以上です。

松尾会長

今、須賀先生から環境アセスメントというお話が出ましたけれども、今回の地熱発電の計画は、発電規模が 1,000kW から 2,000kW の計画です。従って環境アセスメントの対象にならないということに法律上はなります。

だから、この計画については必要な許可は温泉法第 3 条との関係での許可だけということになると思います。

先ほど保坂委員からございました栄村の自然保護審議会として、栄村の自然環境を保護するという観点から見て、出されている計画についていろいろ見ていくということで議論を進めるということではないかと思えますけれども。

市川副会長

私が言っているのは、手続上の問題です。手続上の問題。中身がいいとか悪いとかというのではなくて、手続上の問題。条例の記載内容も含めて、先ほどからずっと言っていますように、許認可事務というのがさらに詳細に出すべき内容について、項目も含めて、かなり細かく相手に提示するのです。提示した上で関係の書類を出してもらって、それで審査して許認可をするという手続が必要です。

今回の場合は、相手にどういうものを出せというのが非常に大ざっぱというか、曖昧な点が多いので、それについて、それを前提に審議をしないと誤解を招く答申になってしまうのかなというのは私の考えですけれども、手続上の問題がクリアできていないのではないかと思います。

松尾会長

分かりました。その点について、私の解釈では、こういうものについては栄村の旧条例に規定されている開発行為届を出さなければいけませんよと、開発届を出せという話であって、許認可の権限を村が持っているという性質のものではないですね、この条例を見ると。許認可について村が権限を持っているのは、温泉法第 3 条に基づいて、村が所有している温泉、具体的には小赤沢の温泉ですが、これが掘削点から半径 3km 以内にあると。これに同意するかどうかというのは許認可の一種だと思うのですが、それは今回村長から審議会に出されている諮問事項には関係ないと思うんです。

あくまでも栄村の自然環境保護という観点から、こういう開発行為届を受けたけれどもどうでしょうという意見を求められているだけであって、私たちがこれを認めるべきだとか、認めるべきではないとか、そういう結論を答申するというものではないです。読ませていただき審議しまして、こうこうこういうことが審議会の意見ですという性質のものだと思います。

だから、市川さんが手続上の問題だということをおっしゃるのは非常によく分かりますけれども、許認可ということの場合は、許認可の基準が明確になっていないと云々できないですが。

市川副会長

ただ、これは村がOKと言わなければ開発はできないのですよね。

松尾会長

それは法律上の問題ではないです。地元自治体が積極的に合意してくれなかったら事業はやりづらいというだけの話です。直接には、地権者との間では地上権が設定されているわけですから、法律上の問題になっているのは温泉法3条との関係だけです。

この調査井だもう少し孔径が小さいものであれば、温泉法3条の対象にはならない。けれども、こういうものとしては一番大きい孔径のボーリングを考えておられますから、3km圏内の温泉所有者と長野県の許可を得なければならないというのが、法律上の手続の問題ということだと思います。

市川副会長

そうすると、この答申を受けた村長の判断というのは、温泉法の関係の判断をする材料に使うということですか。

松尾会長

いえ、その点は、実は旧条例の14条で、開発行為届が出て13条の基準というのが実際の規則にないのですが、14条で開発事業をやって、自然環境に何らかの影響を与えるということになった場合、村長は改めるように勧告ができると。

それは実際に自然環境の破壊が起きるという場合もあるし、そのおそれがある場合も勧告するとなっていて、15条では、その勧告をしたにも関わらず改善が見られない場合には、命令することができるというふうになっていますから、私は12条、14条、15条という流れで読めば、村長は自然環境保護の立場から、事業者に対していまのところはと言う場合があるし、ちょっと待ってくださいと言う場合もあるし、それは村長というか、村の判断だと。

私ども審議会は、それを直接判断するのではなくて、自然環境保護ということから見た場合に、この点はいいのですとか、こういう点には懸念がありますとか、そういうことを議論していけばいいのではないかと思います。

そういうことでよろしいですか。

市川副会長

そうすると確認ですが、この答申がどういう答申であっても、この条例でその開発を始めから止める、特に、今回は試掘、調査井になりますが、駄目ですよということにはならないということよろしいですか。

松尾会長

それは私は分かりません。

市川副会長

それは分かりませんが、要するに村長としては、この審議会の意見を聞いても、この開発は村にとっては必要と判断した場合は、村長が許認可をするわけじゃないとしても、審議会の意見の反映の仕方がうやむやになってしまう気もするのですが。

松尾会長

それは審議会としては、答申を受けたら答申は十分尊重されるものだという前提に立たなかったら、ばからしくて審議なんてできないですから。

市川副会長

村長がこれはまずいなど、さっきの小赤沢の温泉の関係が承諾しないかどうかということに関わっていることもあるし、それが OK といえば、開発は特に法律上問題なく進められるということになると思うんですね。

松尾会長

法律上はそうです。

市川副会長

要は、最終的な論点は小赤沢の温泉に対して問題があるかどうかという話になるでしょうけれども。

保坂委員

今言っているように、それを決めるのは我々ではないということです。

市川副会長

もちろん我々ではないのですけれども。

保坂委員

だから、我々ではないことを、推測することはどうなのかなと思うんですが。

松尾会長

温泉法3条というのは、純粹に既存の温泉を枯らしてしまう危険があるかどうか。そこを問題にしているのであって、自然環境保護がどうのこうのじゃないです。だから温泉法3条は横に置いておかないと。そこは私たちは立ち入れないです。

事務局（越智）

すみません、事務局から話してもいいですか。温泉法3条の議論の内容は置いておいて、この後、スパークスさんから温泉法3条の申請の関係で、村に掘削について同意を求める依頼書が恐らく出てくると思っています。それがないと掘削自体ができないので。それについて、この審議会は同意をするかどうかの一つの参考意見として諮問をさせているような状況でもあります。

第1回の自然保護審議会はどこかでそういう発言があったような気がしたのですが、この議事録に見当たらなかったのもたまたま言わせていただくのですけれども、村としては、同意、非同意の考えについて答申を参考にさせていただくという考えでいます。

松尾会長

参考にさせていただくのは結構です。結構ですが、私たちが温泉法3条との関係で問題があるとかないとか、だってそれが、実際に、例えば村が所有する小赤沢の温泉にどういう影響が出るか。それは専門家ではないから誰も言えません。なのに参考にさせていただくというのは、それはちょっと、そう言われても困る。

事務局（越智）

どういうことですか。

松尾会長

だから、3条に基づく同意をするかどうかというのは、温泉に影響があるかどうかでしょう。

保坂委員

それは権利者が決めればいいと思います。だから、一番近い秀清館ですよ。そこが駄目と言えば。

松尾会長

秀清館と栄村が権利をもっている。それは権利者として判断なされればいいわけで。

事務局（越智）

その温泉自体に影響があるかもそうですが、村としては、掘削で自然環境とか生活環境に与える影響がないかということを知りたいというか、こちらで審議してほしい。

松尾会長

それを審議しようというわけで、あなたが言うから混乱する。

事務局（越智）

私が言ったのは、だから参考にするかしないかみたいな議論があつて、するしないみたいな感じのことがよく分からなくなったので、今整理させてもらっただけです。

松尾会長

村が参考になさるのは別に自由ですよ。だけど私たちは温泉法3条について審議しているんじゃないということです。

事務局（越智）

そうです。

市川副会長

私の発言が真意が伝わらないので、それはそれで置いておいてもらって、先に進めてもらったほうが。時間がなくなってしまうので。

松尾会長

それで、直接的な問題として、自然界の生物への影響ということで、僕は、傍聴席におられる新聞記者の方に断っておきますが、猛禽類といって具体的な名前が出てきても、これは一切報道等も含めてしないということになっていますので、当然御承知おきください。猛禽類関係について事務局のほうで問合せをさせていただいていると思っておりますが、それを報告いただけますか。

**※絶滅危惧種保護のため、具体的なやり取りは省略しています。**

松尾会長

それから水の問題ですね。先ほどちょっと関澤さんがおっしゃっていましたが、2℃や3℃はあまり影響がないということですか。

関澤委員

いえ、どのぐらいの温度のものが出るか分からないですけども、中津川をずっと下ってもずっとその上がった温度ということはないのではないかとということです。

松尾会長

これに関しては、今回の調査井の掘削だけだと唯一疑問点として残るのは、掘っていきますね。掘っていく際に水を注入しながらやっていますから汚泥が出る。それについては一切川に出さないで、ピットに入れるということはきちんと書かれています。

実際に掘って行って、貯留層に行き着いたというときに、噴出する可能性はあるわけですね。出てくる図面を見ると、地上に出てくる辺りに遮へい栓みたいなものが、SGETさんがお出しになったものには書いていないですが、ここに出てくる方式が、環境省のガイドラインの中に詳しく出ていて、そこには図面を見るとこういうことがわかりますが、吹き出てくるようなことはないということですかね、掘っているときは。これは、斎藤さん、何かお聞きになっていますか。



事務局（斎藤）

掘っているときは、資料にある遮へいというか、吹き出さないようにしているという話は聞いています。安全装置がついていまして、ここにも写真があったのですが、掘っているときは吹き出さない。

松尾会長

それはこれには載っていないですか。

事務局（斎藤）

資料の6の一番最後についている資料、英語で書かれています。

松尾会長

これですか。

事務局（斎藤）

これです。何とか、ポーラスかな。

松尾会長

このページですか。

事務局（斎藤）

そうです。これがその安全装置だそうです。

松尾会長

自主保安指針によると、これを突破した場合どう対処するかということを決めておかないといけないということが一応指針にあると。そこは何かお聞きになっていますか。

事務局（斎藤）

それは聞いていません。

松尾会長

その点がきちんとしていけば中津川に熱い水が入ることはないですね。

それから汚泥の処理ですが、これは説明があつて、ただし、市川さんの論点の整理でお話になっていますが、何で産廃なのかというのがありますね。ただの汚泥だったらそのまま処理しますが、産業廃棄物として処理するというのは、有毒物質が入っているからということですね。

保坂委員

有毒物質と、機械でやっていくので油種類が水に混ざるんです。その汚泥ということなので、一般的な通常の汚泥とは分けなさいということなので、これは産業廃棄物と。

市川副会長

それもありますし、生業として、やっているものと、個人の営みとしてやっているものの違いです。業であればこれは当然どんなもの、例えば無毒なもの、であっても、それは産業廃棄物になるということです。私が言ったのは、その量的なものが掘った井戸で十分なのかということが分からなかったことと、産廃としてどういう処理をするかということの具体的な記載がなかったので、その点がよく分かりませんねという話です。

要は、掘っただけでは十分かどうかというのは分からないじゃないですか。具体的に…

松尾会長

どのぐらい出てくるか。

市川副会長

それと、例えば津南町で処理できるのか、それとも北海道に持っていかなければいけないのか、そういうことがよく分からないので、そういうことも具体的に分かったほうがいいのではないかと思って。

松尾会長

運搬手段とか金属とかですね。

市川副会長

具体的なことが書かれたものがない。

松尾会長

保安指針のほうでは、これは水銀とか硫化物とか、そういうものが含まれるので産廃として処理しなければいけないと規定に書かれています。

それから、植生に与える影響というのは、この間現地調査に行ったときに、涌井さんも御一緒でしたら。

事務局（越智）

一緒ではなかったです。会長に、何で行くんだみたいな話をされたと思ったので。

松尾会長

調べてないですか。

事務局（越智）

特にまだ指示とかもないので調べてはないです。

松尾会長

別に私が指示する性格のものではないですが。

事務局（越智）

審議の内容として、調査すべきか否かみたいなものもここで審議してもらおうかなと思っているのですけれども。

松尾会長

これまでの調査って、調査されているでしょう。

事務局（越智）

聞いたところ、ざっくりは見ているけれども、本当に詳しくは見っていないということでした。その地域に一つずつ何があるかみたいなどころまでは調査はしていないと。屋敷地区全体としてどういうものがあるかぐらいだそうです。

松尾会長

屋敷地区全体を見たときに、あの辺りで何かありそうということはないですか。

事務局（越智）

そこまではまだ聞いていません。

松尾会長

そんなに。五つ目、景観に与える影響と。これは議論のあるところですね。そこは村が開発届受け取るにあたって少しは話をされたのですか。

事務局（斎藤）

景観ですが。その色が櫓が主な部分ですが、櫓が茶色の色ですので、このとおりやっていたら。櫓は目立たないように茶色に塗られているので、これは永久に設置するものでもないですし、この工事期間だけですので、特段問題はないのではないかと考えています。

松尾会長

屋敷では。

山田委員

屋敷は特にはないですが、今ちょっと学校の入口のほうにソフトバンクのアンテナが立っていますが、高さ的にはあんなものかと思うので、一時的なものなら。

松尾会長

この景観に与える影響というのは掘削をやっている半年ぐらいというのと、将来的に貯留層に当たって地熱発電が可能だと。例えば発電所建設というところまで行くお話ですので、その場合どんな感じになるのかなということは一応念頭に置いておかなければいけないなど。それは屋敷での説明会で何かお話になったことはありますか。

山田委員

特にはないですが、高さ的にもそんなに高くない、国道405号線のほうからのぞいて見てもらった感じだと、あそこから完全に建物ができて隠れますね、上からだ。逆方向の林道のほうからだったら少し見えるかなと。

松尾会長

それはよその地熱発電などの話を聞きますと、自然の中に溶け込むようなデザインというか、色とか、工夫すると書かれていますが、そういうお話がありましたか。

事務局（斎藤）

発電所ができたあかつきには、雪が多いということで、建物の中に入れるというような話は聞いています。

松尾会長

だから、その建物について、東北などだとその計画の中に溶け込むような工夫をする、デザインとか高さとか色とか、そういう事例があるみたいですが、そういうことは特に。

事務局（斎藤）

そうですね。

松尾会長

この生活文化の遺産としても注目される秋山ということですが、これはたしか須賀先生の御発言だったと思うのですが、須賀先生、もう少し言葉を足していただけますか。

須賀委員

この秋山郷は、言葉通り生活文化の遺産、以前大規模な大学の合同調査なども入って、古くから続く生活文化についての調査もされて、地元での学習会もなされて、書籍なんかも発行されております。そういうふうな意味で、日本の山村のある意味一つ原風景と言いますか、貴重な歴史的な要素も残した場所であるという認識は、地域外でも持たれていると思いますので、将来的にこれが発電所としても実際に機能するという事になった場合には、これが非常に環境にも配慮した優良な施設であるということになれば、それが逆に今後に向けた地域の資産としても活用できる可能性があるのではないかと。そういうことも見据えて、この外観や設備の在り方も含めて、先進的な取組をあえてするぐらいのこ

とがあればそれに越したことはないのかなと思っておりまして、そういう観点から申し上げます。

松尾会長

俗っぽく言えば、秋山郷というものが持っているイメージですね。そういうものと調和が図れるかどうかということと理解していいですか。

須賀委員

そのとおりです。

松尾会長

それから6番目、温泉関係者の反応というところで、斎藤さんから、切明の反対者がおられると、これは3km圏内ではないですが、それは具体的に把握されていますか。

事務局（越智）

私が総務課で新エネルギーの担当をしていたときに、一度切明の方から電話がかかってきて、こういう計画があるみたいだけれども何をしているんだみたいな感じで、結構お怒りの電話を受けました。なので反対なのだろうなど。

松尾会長

それはいつ頃のことですか。

事務局（越智）

詳しいことは忘れましたが、今年の1月ぐらいじゃなかったかと、ちょっと覚えていません。

松尾会長

1回目と今日の間、役場の担当者と私と、秋山で説明会を何度かやっていくと聞いているのですが、秋山の住民全体を対象にした説明会というのは、これまで開かれているのですか。

山田委員

地区ごとに、最初にやりたいと、3年ぐらい前から話があって、回って、それで最後の説明会は今年の2月だったかな、それは屋敷でやりましたけれども、そこは屋敷の地区の人と、あとどなたでも来ていただいているという形にしてあったんですけども、それ以外は、小赤沢からは何名か来ていますが、恐らく反対意見を言った人というのはたぶん出ていないと思います。ただ、業者さんは温泉を利用している人には、個々にお話に戻ってみたいと思います。

松尾会長

役場は、業者が秋山で地区ごとに説明会をされたということは、具体的に把握されているのですか。

事務局（越智）

私が去年新エネルギーの担当だったときは、地区ごとに回ったという話は聞いていないです。温泉保有者の皆さんに話しに行きましたとか、屋敷の地区の皆さんに話をしましたとか、最後に山田委員がおっしゃられた屋敷での説明会の話も聞きました。

ただ、それ以外の地区、私が担当だった以前のことはそのとき聞いていないので分かりません。すみません、手元に詳しい資料があればいいのでしょうか。

松尾会長

個々に尋ねて行かれるというのは説明会とはちょっと違うんですね。去年の 8 月か 9 月に JOGMEC 主催の研修会に職員 2 人が行かれたというお話がありましたね。今 JOGMEC なのが地熱発電を進めていく上で、地元との協議ということを経験しなければいけないというお話が恐らくあったと思うのですが、そういう点で、役場として今回のこの事業というのは、地元との協議をきちんと行うということで、何か手を打たれたことはあるのでしょうか。

事務局（南雲）

私が今年度から担当になりましたので、去年からの資料をまとめているときには、役場としてはそこに関与するという形ではなくて、地元の方にきちんと説明をしてくださいというようなことを事業者には伝えていきます。

事業者が、じゃあ秋山地区の方に説明をしたいので、区長さんの紹介だったり、あとは支所に区長さんに集まってもらおうという場を設けてもらえないかという相談を受けて支所に依頼をしたりとかということにはしていますけれども、役場が先頭に立って説明会をやるので来てくださるか、そういうことはやっていないと思います。私が経過を見る限りでは。

松尾会長

それは分かりました。要は JOGMEC とか環境省のガイドラインとかを見ると、実際地元の自治体と事業者と直接関係する住民、こういうものを基本構成員にして、さらにそこに自然保護団体だとか、様々な関心がある住民が参加できるような協議会というのを、早期からやるのがこういう事業を進める上で一番肝要だというふうに、これは資源エネルギー庁もそう言っているし、環境省も JOGMEC もそう言っているのですが、うちの村はそういう考えは取らなかったということですか。

事務局（南雲）

今までの記録から見ると、今会長さんが言っていた 3 者の関係、ガイドラインでいう 32 ページの三角関係というものを強く結んでいたという経過は、私は読み取れませ

んでした。読み取れませんでしたので、今、たぶんまだ調査井、調査の井戸を掘る段階なので、この間県の方とも相談をさせていただく中で、やはり地元と事業者と村というのがしっかり意思疎通が取れていないといけない、もっと言えば、地元がやはり一番大切な部分になってきますので、そこは今からでも遅くないので、地元の不利益が生じないように事業者に求めるところはしっかり求めて、納得いく形で進めていくことは絶対にしていったほうがいいというようなアドバイスは受けましたので、今たぶんこの審議会も村長の諮問で答申という形になるので、地熱発電を推進していいのかどうかという判断を村長が正式に表明しているわけではないので、そこで担当レベルが、じゃあ事業者と地元を結んでとかということはまだ動きづらいところもありますので、ここでこの調査井が、村長がどういう判断をするか分からない、村がどういう判断をするか分からないですけども、これをやっていくというような方向が示されれば、しっかりと地元と事業者、村でしっかり三角関係を築いてやっていきたいと考えているところです。

松尾会長

私が言うことではないのですが、それは地元の協議会をつくるべきだということについて、理解が一面的だと思うんですよ。地元協議会をちゃんとつくるというのは、別に地熱発電事業をやろうという意思がある場合に協議会をつくりなさいということじゃないと思いますよ。これだけ再生可能エネルギーということが問題になってきていて、栄村の、特に秋山のような環境のところというのは、全国各地、地熱発電の有力候補地としてどんどん挙がってきているわけです。

だから、進めるか進めないかを考えるためにも、そういう議論を自治体が責任を持って進めていくということが必要だと。そこをもう少し村には意識していただいたほうがいいのかなと思います。

これまでの経過というのは、役場の関係された職員の方々からお話を聞くと、ちょっとつないただけとか、役場としては判断していないとか、そういうお話が返ってくるのですが、客観的に見ると、ちょっとつないただけということでもないし、だからといって役場がきちんとした判断を持っているようにも見えない。そこはクエスチョンがつくなどという感じはしますね。

それから、届出者としての合同会社とはどういうものですかというお話が、前回市川さんから出て、これが示されたんですね。私も、これはさっぱり意味が分からなくて、一番上に SPC と書いてあって、SPC なんて言葉は私も知らなかったですし、このスパークス・エナジー一般社団法人というのも、いくらネットで検索しても全然引っかからない。わたしが一般社団法人とイメージしてるもの違うなという感じもしましたので、相当これは一生懸命、これの説明に当たるものが何か出てこないかということで探したんです。

そうしたら、今日資料にあると思いますが、GK-TK における倒産隔離のスキームというのを見ると非常によく分かるなということでした。

この資料 6-1 の 2 ページ目の一番下の図、ほぼこれと合致します。SPC というのは特定目的会社というものになるそうです。この図を縦に見ると、東京共同会計事務所というのが一番下にありまして、基金拠出となっています。スパークス・エナジー一般社団法人

というのがありまして、そこがピンクで囲んでいるところに対して出資する。これが資本金10万円というものです。

このSGET 栄村地熱発電合同会社というのは、このスパークス・エナジー一般社団法人が社員であり運営している人だと。具体的に北川さんという方が責任者として行われているということですね。

ここに官民ESGファンドというところから、匿名組合出資というので資金が入ってくる。それからその上、金融機関からこのプロジェクトに対する融資があって、この融資と匿名組合出資で資金を調達してこの事業全体をやっていく。

事業の様々なことは全部委託契約で行われる。一番全体像をご存知なのは、マネジメントアドバイザー契約を結んでおられて、発電所の開発・運営を行うと書かれているスパークス・グリーンエナジー&テクノロジーというところです。

先ほどの資料でGK-TKのGKが合同会社、TKが匿名出資組合です。それにおける倒産隔離システムについてという表題を付けておきましたが、このピンクの囲い、この合同会社とほかの会社との間に倒産のリスクが及ばないというシステムだと。具体的には、この合同会社は社員1名で議決権を持っているのは一般社団法人の北川さんだけ。この中にある資産について、スパークス・グリーンエナジー&テクノロジーがどうこうすることはできない。またここに出資している様々な企業があって、あるいは契約を結んでいる企業があって、そこが、例えば倒産した、ものすごくピンチになったという場合に、この合同会社の所有している資産を引っ張り出して自分のところの穴を埋めるということはない。そういうシステムだというのが、この倒産隔離スキームということで説明されています。純粹に資産運用会社ということだと思います。

こういうものは、途中で転売されることが非常に多いみたいです。事業が遂行されていく際に。実際この官民SGファンド関係のこととか、SGET 栄村地熱発電合同会社のことをネットで検索していくと、岩手県の大洗のメガソーラー発電所をスパークスが今回買い取りましたというような情報も出てくる。逆に自分のところが所有している再生可能エネルギーの発電所をどこかに売るといことなんかも頻繁に行われているようです。そういうシステムだと。

市川さんがお書きになったように、資産運用、投資の対象と捉えられている。これはいい悪い別にしてこういうことだと思います。

そういうシステムですので、環境に与える影響云々ということに対して、市川さんが、どこが責任を持つのかとお書きになっていますが、法的には合同会社ということになるのでしょうかけれども、実際にマネジメントされるのはスパークス・グリーンエナジー&テクノロジーかなと。実際今までこられて説明されているのはスパークスですね。そういう関係だと思いますね。

市川副会長

通常と言っては変ですが、具体的に井戸を試掘したり、発電所を建設したりする段階で、この会社がやるのであれば、本来であればその会社の登記の内容とか、責任者が誰で、社長がもちろん責任者でしょうけれど、秋山の現場の責任者は誰になるのかとか、それは代



わるかもしれないですが、現時点でもいいのですが、そういうものが明確になっていないなと私は思っています。これは絵に描いてあるだけで、全然具体的なことは全くないです。

松尾会長

市川さんの言われるとおりでと思います。そう思いますが、このスキームで言えば、全部契約なんですね。工事もどこかの会社に契約で委託しちゃう。だから秋山の現場での環境対策の責任者は誰なのかという話になると、恐らくその委託先の会社がそういう環境関係の責任者は誰ですという形で出てくるというものなのかなと。

市川副会長

これから出てくるかもしれないですね。ただ、この届出を受けた時点ではそういうことが全く明確になっていないということで、責任者は北川さん1人だけ、その人が全責任を負うのかもしれないけれども、どう考えても現場の責任者じゃないなということが分かるので、少なくとも現時点で、SGETの方が動いているのであれば、そこら辺のものを、参考資料としてでも明示してもいいのかなと。役場は担当者が来ているし、電話をもらったりしているから分かっていますが。審議会でそんなの要らないと言われればそれまでですが、これだけ時間をかけて審議しているのであれば、そこら辺を曖昧な状況で審議するというのはどうなのでしょう。

松尾会長

役場の齋藤さんとか南雲さんとかはお会いになっていますよね、スパークスの方と。来ておられる方というのは専門家ですか。

事務局（南雲）

専門家というと地熱発電のですか。

松尾会長

地熱発電の具体的な技術的なことが分かっておられる方なのか。それとも単なる営業とか、企画とか事務レベルの人なのか、齋藤さん、いかがですか。

事務局（齋藤）

その技術的なこととか、ここはどうなっているのかという問い合わせるのは、スパークス・グリーンエネルギー&テクノロジーの方ですが、基本的なこと、技術的なことも含めて分かっているらっしゃいますが、ただ、本当に細かい、このパイプとこのケーシングの間は掘っている間はどういうふうは何で埋めるんですかとか、そこまでの細かい話はわかりません。

松尾会長

だけど、その環境に対する影響ということをぶつけば、ポンと答えが返ってくるような方が来ておられるんですか。

事務局（斎藤）

基本的には答えられると思うのですが、突っ込んだところは恐らくその方が現場で実際に棒を振っているわけではないと思うので、ある程度は分かると思いますけれども、ただ専門的なことは。

松尾会長

別の聞き方をしますと、スパークス・グリーンエネルギー&テクノロジーという会社のどいう部署の方がおいでになるんですか。

事務局（斎藤）

設計開発とか、あと現場の協議会とのやり取りとか、そういうことを担当している方だと認識はしています。

松尾会長

随時来られているのはそういう方。

事務局（斎藤）

そういう方です。それとそのスパークス・アセットマネジメントの方も2人で。

松尾会長

スパークス・アセットマネジメントの方もおいでになる。

事務局（斎藤）

来ます。

松尾会長

屋敷の中で説明会をなさったときは、そういう自然環境の関係とか生活環境の関係は。

山田委員

一応受け答えはできる人です。開発事業部ですね、私が頂いている名刺は。

松尾会長

大体こんなところですかね。あと市川さんの。

市川副会長

私が一番言いたいのは、リスクマネジメントについてほとんどないですね。普通はどうか、経営的なほうは、さっき斎藤さんがおっしゃったように、かなりリスクマネジメントはしっかりしているのですが、現場における責任者も含めて、想定されること、想定外のことももしかしたらあるかもしれませんが、少なくとも想定される内容については、そ

れはモニタリングなどはしっかりやっているのですが、その点は評価されるところもあるのですが、突発的な事故が起こったときの対応みたいなどころについては、あまり触れられていないので、そこが私は今回の届出内容については不十分なのかなという印象を持っています。

ただ、また議論が戻ってもいけないのですが、相手は規則に基づいて届出書を出してありますよと言われてしまうと、そこは改めて確認するしかしようがないのかなと、私は考えます。それは相手は持っているけれども出していないのであって、それは出せと言われてればすぐ出せますよと。もちろん今度環境省が出す指針や何かに載っていれば当然やらなければいけない内容なので、当然その辺は想定していると思うのですが、今回うちの条例に基づいた届出の中に、それは求められていないと判断した可能性があるのではないかと。

それが審議会の管轄じゃないと言われてればそれまでですが、それがないと判断できないかなと。

松尾会長

これは私個人の感想ですが、村は開発行為届が出てきたときに、届出者が SGET 栄村地熱発電合同会社だということはあらかじめ御存じだったのですか、初めてこの書類を2月の何日かに見せられたとき。

事務局（斎藤）

分からなかったです。

松尾会長

ここでコロッとそのスキームが変わったわけです。それまではスパークス・グリーンエネルギー&テクノロジーの方が来ておられて、秋山の関係者にもその会社の方が回られていたと思うんですが、実際の開発行為届は合同会社から出てきた。この合同会社は、どうも特定目的会社、何の特定目的かという地熱発電というのが特定目的ではなくて、資産運用ですね。それが目的の会社だと。SPCというのはそういう資産運用関係の法律でOKが出されたシステムですから、だから、この合同会社が開発行為届を出してきたというところで、非常にそういうリスクマネジメントが見えにくい構造になってしまっている。

恐らく、マネジメントアドバイザー契約をすることになっているかどうか分からないのですが、このスパークス・グリーンエネルギー&テクノロジー、SGET が一番よくお分かりになっているだろうと。恐らくこの届出書の書類も、北川さんがおつくりになったというよりは、SGET のほうでおつくりになったのではないかと。それが分かっているのだったら、もう少しリスクマネジメントについて研究されてもいいんじゃないかなという感想を持ちますけれども。

時間も予定時間をオーバーしているので、そろそろ終わりたいのですが、冒頭で、市川副会長から出された論点を踏まえて、この審議会が果たさなければいけない役割は何かということを中心に整理し、諮問をどう受け止めるのか、それに対して審議会としては何を判断すればいいのか、そういうことがきちんと分かるような形で今日の議論を整理して原案をつくるということに持っていきたいと思えます。

いまさらこれではできませんと言って、審議会からあれだせこれだせというのではなく、最終的には村が持っているのですから、村に注意を喚起して、しっかりやってもらうということに役立つ答申ができればと思います。そういう方向で調整させていただきたいと思います。よろしゅうございますか。

< 「はい」の声あり >

では、長時間ありがとうございました。今日の議事録も前回と同様できるだけ早く整えていただいて、斎藤さん、今回訂正されたようなことは、微妙なところがありまして、いっぺん議事録にちゃんと残した上で訂正する必要があるものと、議事録をつくる過程で直していいものと2種類あったように思いますので、その点をご承知おきください。

事務局（越智）

最後に事務局から確認事項と事務局として、行政として一つずつ伺いたいのですが、開発届について、自然環境とかについて、いろいろ判断するに当たって不十分だという内容があったかと思うのですが、今回届出の内容のみで答申を返すということで、今よろしいですか。そういうことを松尾会長がおっしゃったと思うのですが、一応確認です。今でている届出の内容のみ、特に事業者とかに質問をしたりとか、ほかの専門家を呼んだりとかということはないで、この届出の内容と皆さんの意見で答申を返すということでよろしいですか。

松尾会長

はい。

事務局（越智）

その上で行政としての進め方で、今、例えば審議会が出た意見、環境とかの点で不十分だったということは、こちらで行政のほうで事業者さんに聞かせてもらって、それは今後同意をするか否かみたいなのところもあるかと思うので、そういった意見を参考にさせていただこうかと思うのですけれども、そういった形でもよろしいですかと諮るのも変なことだと思うのですが、そういうふうにさせていただければと思います。

そこで知り得た内容ということは、答申内容にも影響するかと思いますので、この審議会の中には特に伝えずに、審議会は審議会、行政は行政として動かさせていただくという形でもよろしいですか。そう言うのも変ですが、よろしいですか。

松尾会長

越智さんがそうおっしゃるから、これはあくまでも私の個人的見解ですが、役場はもうちょっとしっかりしてください。担当者が個々にものを考えてどうこうではなくて、個々の担当者をしてどういう仕事をさせるのかということをもう少し管理職がしっかり決めていただかないと、私どもは対応のしようがないです。首長とか、課長とか、局長は課長と同等だと思いますが、そういうレベルでこの件について、職員をして何をやらしめるのか

ということをきちんと管理職が把握している形でやっていただかないと、個々の職員の判断であれこれされても、それがいいとか悪いとか、私ども何も言う筋合いじゃないですから。

だから、ここに皆さんが事務局としてお出になっているのは、あくまでも役場の職員としてお出になっているわけですから、それを自分たちの上司に復命をなさって、どうするこうするというのを組織としてちゃんとお決めになってやっていただければいいわけで、審議会のほうがいいと言ったからといってどうこうするという性質のものではないと私は思います。

相澤委員

会長いいですか。

松尾会長

どうぞ。

相澤委員

審議の中で、川の水温が上がったらという話が出ましたが、イワナは0℃から18℃ぐらいまでは大丈夫ですが、温度が上がると川藻が繁殖して石にへばり付いていきますので、そうすると川の虫たちの生息が脅かされるということになりますから、温度が高温になるとそういう現象があります。長瀬の温泉の下の排水管を見ると、栄養分があるんでしょうけれども、ゆらゆら揺れる藻がかなり夏になると出ますので、そういう影響があります。以上です。

松尾会長

それは参考にさせていただきます。

越智さん、それでいいですね。

事務局（越智）

はい。

#### 4 次回日程調整

松尾会長

では、今日はこれで閉じさせていただきますが、次回の調整はどういたしましょうか。

事務局（越智）

次回の日程調整はまたメールでやらせていただくのと、メールが使えない方は実際にこの日でもいいですかとお聞きしますが、松尾会長からこれからの審議の進め方ということで出てきたペーパーの2枚目に「7月下旬頃」と書いてあったので、そこら辺をめぐりに日程調整をさせてもらいたいと思いますが、よろしいでしょうか。

松尾会長

一応90日を意識していますので、今日から1か月で7月下旬と書いたのですが、それより繰り上がることはあってもいいけれども、あまり遅くなると立場上苦しくなると感じていますので、その点よく御配慮いただきたいと思います。

## 5 閉会

松尾会長

では、井田先生、須賀先生、長い間ありがとうございました。これで今日は閉じさせていただきます。ありがとうございました。